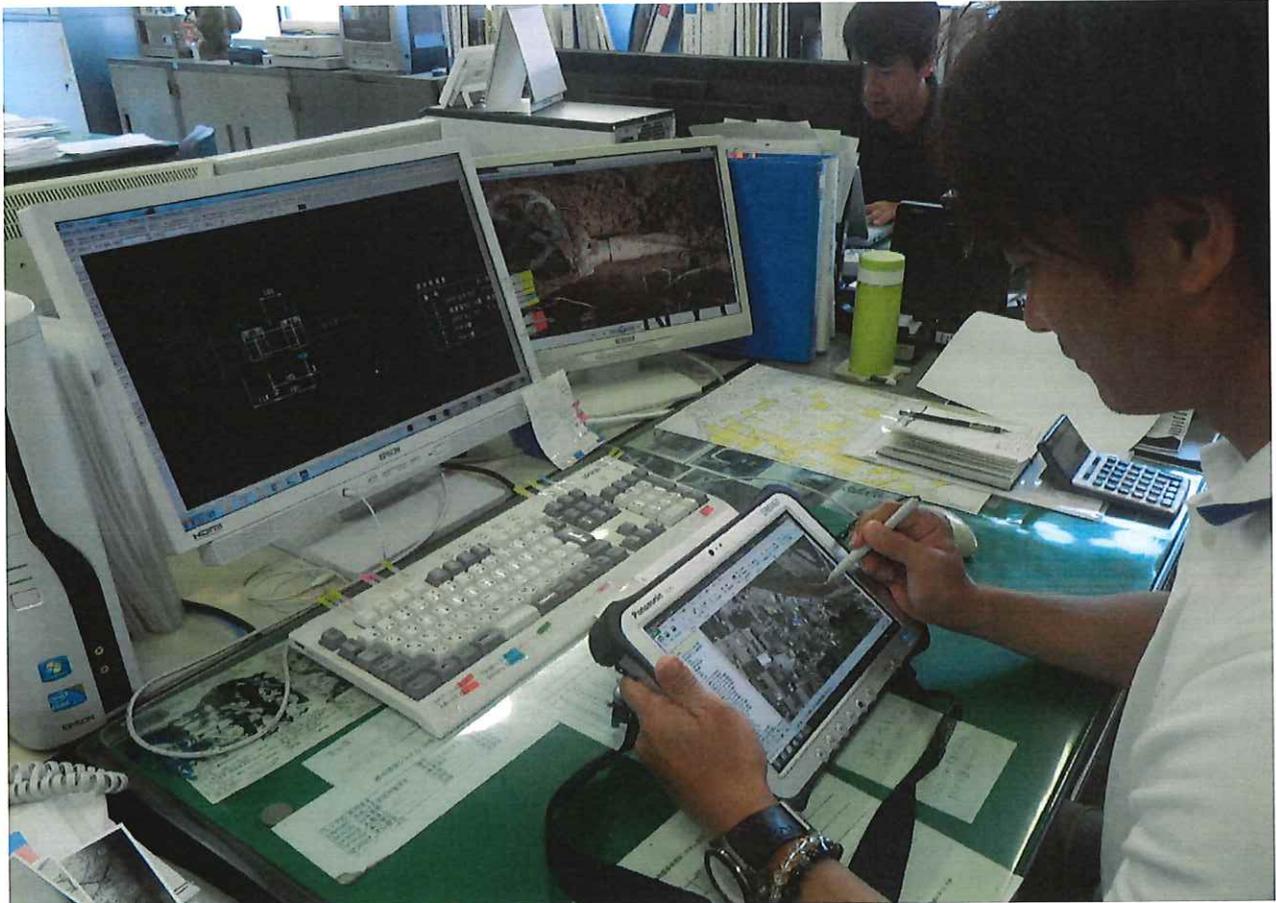


水土里ネットの和

発行：水土里ネット和歌山（和歌山県土連） 和歌山市雑賀屋町 1 番地
会長：二階俊博 TEL：073-432-2567 FAX：073-433-1490



水土里情報システムで確認し現場写真を見ながら製図している様子（有田川土地改良区）

主な内容（CONTENTS）

- 中山副会長のご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 水土里ネット和歌山 令和3年度 第1回監事会及び第1回理事会の開催・・ 2
- 全国土地改良事業功績者、功労者表彰の伝達・・・・・・・・・・・・ 3
- 宮崎雅夫参議院議員の土地改良区等との意見交換・・・・・・・・・・・・ 3
- 和歌山県ため池保全整備連絡協議会 推進部会（WEB会議）開催・・・・ 4
- 和歌山県ため池サポートセンター活動開始・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 近畿水土里ネット連合協議会の総会・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 近畿水土里ネット連合協議会による提案活動（近畿農政局）・・・・・・ 6
- 土地改良法改正に係る対応状況調査の実施・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 水土里ネット和歌山からのお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

1. 中山副会長のご挨拶



新型コロナウイルスの感染拡大がなかなか収まらない中、また、全国各地で豪雨災害が発生するなど、非常に厳しい状況にあります。会員の皆様方におかれましては、ワクチン接種など、コロナ対策を講じつつ、日頃の施設管理、運営等にご尽力戴いていることと存じます。

昨年に引き続き、コロナ禍により7月に予定されていた全国農業農村整備の集いは中止となり、大勢が集まる各種イベント、研修などの取り止め等、日頃の業務遂行が困難となっているように思います。そんな中で、令和4年度の土地改良予算の確保に向けては、近畿水土里ネット連合協議会や全国水土里ネットの方から、国に対して力強い要請活動を行っております。本連合会でも県の協力を得て水土里ネット和歌山として、農業農村整備に関する提案書を関係省庁に送付したところです。

また、ため池保全法や特措法に基づくため池対策の充実のため和歌山県が設置した「ため池サポートセンター」の業務を本連合会で受託し、土地改良会館5Fに相談室を設け、ため池管理者からの相談を受けるなど6月から活動を始めています。

今後、県において策定された防災工事等推進計画に基づき、ため池の劣化状況評価や豪雨耐性評価を着実にを行い、対策が必要とされるため池について、県、市町が連携して対策に取り組み、地域の安心・安全が確保されることを期待しています。

また、土地改良区が所有、管理する施設についても、老朽化した施設の長寿命化対策を進めると共に、ICTを活用した営農環境の改善や農地の集積など、まだまだ取り組むべき課題は沢山あります。

国、県とともに、このような課題に積極的に取り組む必要があると考えておりますので、会員の皆様方の一層のご支援を賜りますよう御願いし、挨拶とさせていただきます。

最後に、8月2日に急逝されました当会理事の寺本光嘉紀美野町長様に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

2. 和歌山県土地改良事業団体連合会第1回監事会及び第1回理事会の開催

7月21日（水）に、西岡代表監事、横地監事、平野監事の3名の監事が全員出席し、第1回監事会が開催されました。今回は、令和3年度監査計画について、理事との契約についてこの会の代表に関する事項について、令和2年度業務・会計・財産の決算（監査）についての議事が提案され、すべて承認戴きました。

令和2年度の決算は、複式簿記へ移行した決算となっています。昨年度に引き続き会員皆様からの受託事業が充実したことにより、令和3年度への繰越額が十分確保され、業務運営の安定化につながっています。

また、7月29日（木）、10時30分からルミエール華月殿において、11名の理事の出席、また、2名の監事の出席のもと、第1回理事会が開催されました。

来賓として出席された県農業農村整備課の井賀課長からは、令和3年度の土地改良予算の状況並びに和歌山県の防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画の概要、熱海市での大規模な土石流を受け、県内での土砂災害の発生の可能性がある区域を対象に縦点検する旨の情報提供がありました。

議案は、令和2年度決算報告について、令和3年度会計中間執行状況報告についてが上程され、全て承認されました。



3. 全国土地改良事業功績者、功労者表彰の伝達

7月29日（木）、本会の第1回理事会開催前の時間借りて、昨年度、コロナ禍により開催できなかった表彰伝達式をルミエール華月殿にて執り行いました。

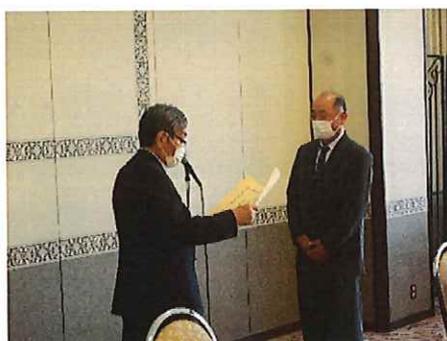
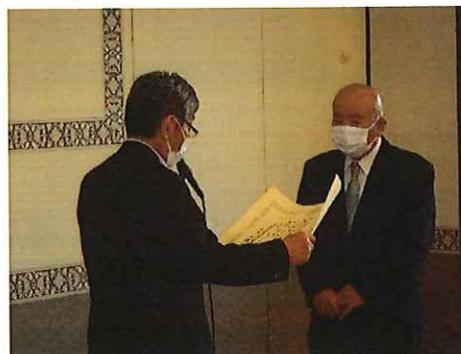
伝達は、当会の中村副会長に行って戴きました。表彰受賞者は、以下の通りです。

功績者表彰

全国土地改良事業団体連合会会長表彰
の場宏和 前六箇井土地改良区理事長

功労者表彰

（団体の部）農林水産大臣表彰 名田周辺土地改良区



（個人の部）全国土地改良事業団体連合会会長表彰

林 秀行 小田井土地改良区理事長
山下和巳 川辺町周辺土地改良区参事

4. 宮崎雅夫参議院議員の土地改良区等との意見交換

令和3年8月3日（火）から4日（水）にかけて、宮崎参議院議員が来県し、3日には、門衆議院議員とともに和歌山市内の土地改良区との意見交換、4日には有田川土地改良区、並びに日高管内の日高川、川辺町周辺、名田周辺、南紀用水土地改良区との意見交換を行いました。それぞれの改良区では、理事長や役員、事務局員などが参加、各改良区が抱えている課題などを議員に訴えたところです。

また、4日には有田巨峰村の現地視察、紀州石神田辺梅林の関係者の皆様と現地での意見交換なども併せて行ったところです。

和歌山市内の土地改良区からは、農業用水の取水に関する課題や、土地改良区の施設管理に対する支援についてや施設改修等での問題点が出され、門議員も交えて、意見交換されました。議員からは、今後とも相談に乗るとの心強い発言がありました。

また、有田川土地改良区をはじめ日高管内の土地改良区との意見交換では、二階事務所の二階俊樹秘書も同行のもと意見交換が行われ、多面的機能支払い交付金の長寿命化対策での1箇所事業の縛り額の撤廃要望など、地元の実情を反映した課題についての意見交換が行われました。



南紀用水土地改良区では、2期事業に向けた地区調査で対象地域の拡大についてなどが課題としてあるので、国でしっかり検討いただきたい旨の発言がありました。

紀州田辺石神梅林では、地域振興のために、働きやすいフラットな農地の要望や畑かん用水の整備についての要望がされたところです。



5. 和歌山県ため池保全整備連絡協議会 推進部会開催

防災重点農業用ため池の対策を推進するため、令和3年度から従来のため池保全整備連絡協議会規約を見直し、協議会の中に推進部会を設置したところです。令和3年5月31日にWeb会議で開催した推進部会では、会員の市町村、土地改良区と県が連携して、防災重点農業用ため池にかかる情報共有を行い、対策を進めていく体制が確認されました。

今後、1,953箇所の防災重点農業用ため池を対象として劣化状況評価、並びに豪雨耐性評価を主に市町が行い、対策が必要とされるため池について、推進計画に定められた役割分担に基づき、県、市町が防災工事を実施することになります。

ため池特措法の期間内（令和12年度まで）でのため池対策が完了することが望まれるところです。

県が策定した防災工事等の推進に関する基本的な方針を以下に抜粋します。

項目	前期	後期	備考
劣化評価の推進計画	1,577 箇所	212 箇所	R8 年度未完了
地震・豪雨耐性評価の推進計画	1,377 箇所	206 箇所	R8 年度未完了
防災工事の推進計画	149 箇所	24 箇所	
廃止工事の推進計画	34 箇所	32 箇所	

防災工事等の実施に当たっての市町との役割分担及び連携に関する事項

(実施主体)

- ・劣化状況評価 市町
- ・地震・豪雨耐性評価 市町
- ・防災工事
 - かんがい受益 5ha 以上、貯水量 1,000 t 以上 県
 - 上記以外 市町
- ・廃止工事
 - 複数ため池の防災工事と併せて行う統廃合 県
 - 上記以外 市町

なお、県は所有者等が行う保全管理を支援するため、「和歌山県サポートセンター」を設置し、市町と連携を語りながら保全管理の相談対応及び研修を通じた技術指導を行い、保全管理体制の充実と防災工事等の推進を行うこととしています。

また、当連合会では市町が行う劣化状況評価、豪雨耐性評価について要請のあった市町から業務を受託し、市町とともにため池対策を推進しているところです。

6. 和歌山県ため池サポートセンターの活動開始

県が設置したため池サポートセンター業務を当連合会が受託し、6月1日から活動を開始したところです。センターは土地改良会館5Fにセンターを設置しています。

業務内容は以下のとおりです。

- ①電話相談業務
 - 週2日（火曜日、木曜日）電話による相談対応
- ②保全管理に関する技術的指導
 - 電話相談時、市町等から要請のあった場合、現地で対応
- ③保全管理に係る巡回相談会、研修会：
 - 各振興局単位の1回/年 相談会及び研修会を実施
- ④保全管理の取り組みに係る情報発信
 - 優良管理事例を広報誌として情報発信

6月1日の開設以来、電話相談3件、現地指導5件ありました。



7. 近畿水土里ネット連合協議会の総会

令和3年6月25日、大阪市のアートホテル大阪ベイタワー 4Fシンフォニーにおいて近畿水土里ネット連合協議会の総会が開催されました。連合協議会の今年度の当番府県は大阪府土連です。

総会では、北島会長が主催者挨拶を行い、近畿農政局宮崎次長、大阪府環境農林水産部の南部部長、全国水土里ネット会長会議顧問の宮崎参議院議員から祝辞を戴きました。また、同じく会長会議顧問の進藤金日子参議院議員からは、コロナ禍の後を見据えて、どのような取り組みをしていくかをテーマに情勢報告を戴きました。



議事では、令和2年度業実施報告及び収支決算について、令和3年度事業計画及び収支予算（案）について、また国への政策提案についての3議案が承認されました。

又、出席の各府県耕地関係課長から情報提供を戴き、各府県ともため池対策が大きな課題となっていることが伺えました。

国への政策提案は、コロナ禍で直接の提案活動が困難な中、本省へは、大阪府土連が代表で要望活動して戴くことで決定し、なお、近畿農政局へは7月20日に意見交換を交えた要請活動を行うことが決定しました。

8. 近畿水土里ネット連合協議会による提案活動

7月20日（火）、ホテルルビノ京都堀川において、水土里ネット大阪の北村会長を筆頭に農政局幹部と合同の意見交換を行った後、近畿農政局大坪局長をはじめ幹部の皆様提案活動を行いました。

農政局との意見交換では、提案書の内容のうち、和歌山県に関わる内容の補足説明として、樹園地農業を持続させるための生産基盤対策の充実を提案したところです。



また、本来であれば、農水本省との意見交換や、提案活動を行うのですが、今年度は、8月3日（火）に大阪府土連が代表で財務省や農水省に要請活動をして戴きました。

9. 土地改良法改正に係る対応状況調査の実施

令和4事業年度から土地改良区の決算関係書類として貸借対照表の作成が義務化されることを受け、県内41土地改良区(県土連会員33改良区、会員外8改良区)の取り組み状況を県がアンケート調査しました。

図1 (全体41改良区)

土地改良法が改正され、令和4年度から貸借対照表の作成が義務付けられている。規模の小さな土地改良区は、従来どおり単式簿記会計で実施し、貸借対照表のみを作成する予定。(34%)

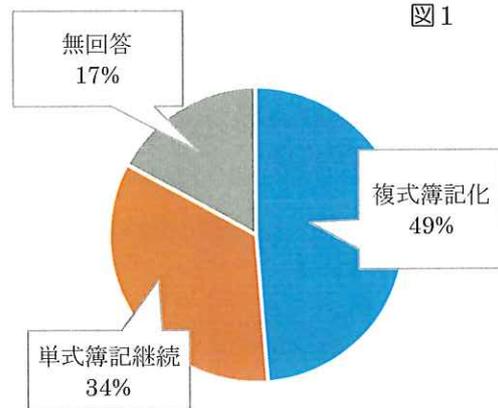


図2 (全体20改良区)

複式簿記を導入するに当たり、会計細則等の改正が必要であるが、改正済みは10%となっている。

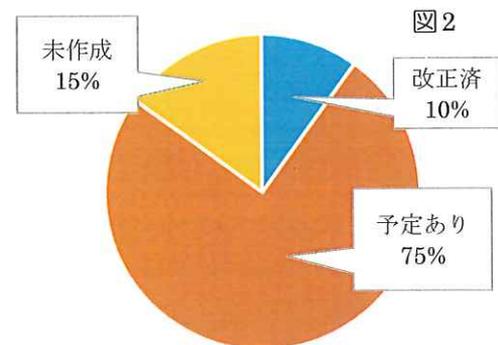


図3 (全体20改良区)

複式簿記会計に取り組む改良区のうち、市販ソフトを活用が55%、ミラウドminiを活用が35%、使用しないが10%となっている。

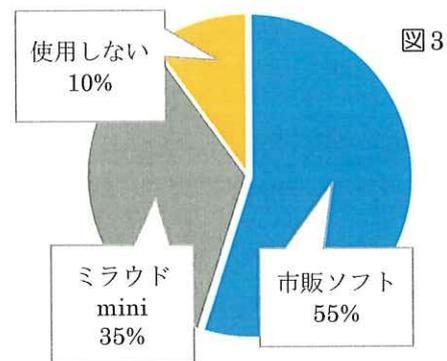
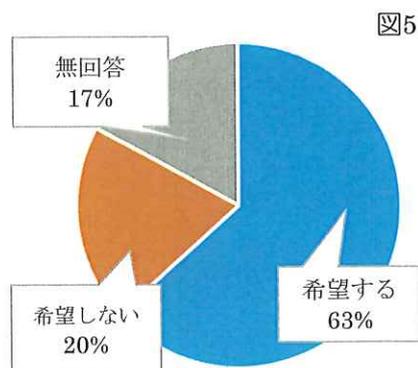
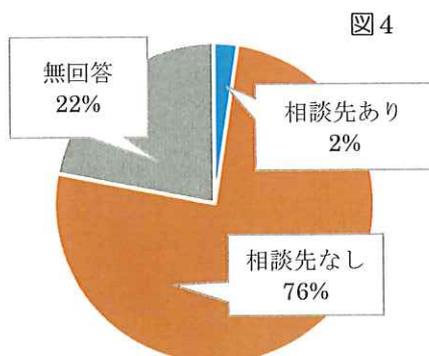


図4 (全体20改良区)

税理士や公認会計士等の専門家へ相談できる改良区は2%

図5 (全体41改良区)

会計事務に関する支援・指導を県土連に求めている改良区が63%



10. 水土里ネット和歌山からのお知らせ

(1) 全国土地改良大会の延期について

今年の第43回全国土地改良大会群馬大会は、新型コロナウイルス感染症蔓延を踏まえて、オンライン開催となることが決定しました。大会式典は、YouTubeで配信される予定ですので、スマートフォン等での視聴参加をよろしくお願いいたします。なお、令和4年度は沖縄大会と内定されています。

(2) 和歌山県水土里情報システム利用のご案内

当会が推進している水土里情報システム(GIS)では、今ある紙ベースでの図面や台帳の一元管理が可能となります。

現在、県内では21市町村(来年度利用予定の印南町含む)、4土地改良区、和歌山県など5団体(和歌山平野事業所も令和3年度から利用)が利用団体となっています。システム自体がスタンドアロンで運用しているので、インターネットから外部に情報が流出するといった心配はありません。

利用団体の工夫次第で、様々なデータ管理を視覚化して活用できます。

今後、水田を受益とする土地改良区におかれましても、地籍調査や農地転用等により農地のデータが大きく変化する中で、GIS(地図データ)により、受益地管理をすることで、土地改良区事務の軽減に繋がるものと考えられます。是非とも利用のご検討を戴きますようお願い致します。

当会では、3人の専属スタッフを置いていますので、お気軽に利用等のお問い合わせを戴きますよう併せてお願い致します。

(3) ため池サポートセンターの活用について

5ページにも紹介していますが、サポートセンター業務を当連合会で運用しています。今後、ため池管理者を対象に日常点検等の研修を行って参りますので、地域で防災重点農業用ため池を管理される中で、お困りごとがありましたら、お気軽にセンターの方まで、ご連絡、ご相談戴けますようお願い申し上げます。

相談日は、5ページにあるとおりですが、それ以外でも土地改良事業団体連合会事務局の方にお声がけ下さるようお願い致します。

編集後記

新型コロナウイルスのワクチン接種が進んで来ていますが、未だに蔓延が拡大し、先が見えない状況にあります。一方でオンラインでの会議開催にも随分慣れてきたところですが、ただ、関係の皆様との懇親が出来ないことは非常に残念であり、早くそういう日常に戻ってくることを祈るところです。会員皆様におかれましては、自らの健康に十分留意され日常業務に取り組んで戴きますようお願い申し上げます。